

昨年一年間に村内で起こった火災は一件（損害額が千円以上）でした。大切な財産を一瞬にして灰にしてしまう火災。そんな火災を防ぐため、一人ひとりが注意し、家庭でも一度防火対策をチェックしてみましよう。なお、昨年一年間（一月～十二月）の消防車の出動状況は左表のとおりです。



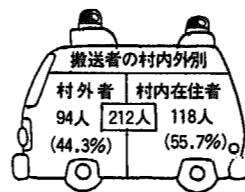
種別	建物	その他	計
出動回数	1回	6回	7回
火災件数	1件	0	1件

町	回数
吉田町	7回
巻町	1回
分水町	1回
計	9回

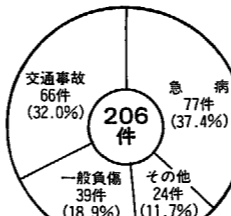
〔救急〕

一方、救急車の出動件数は二百六件、搬送人員は二百二十二名でした。その内、入院を必要としない軽症者の搬送が半数以上を占めています。

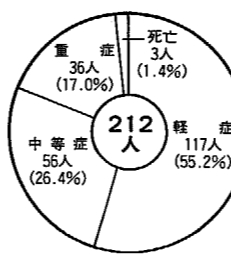
救急車は、緊急を要するケガ人や病人を運ぶためのものです。ちよつとしたケガ等で救急車を利用中に大きな事故が発生すると大変です。救急車を利用するときはマナーを守りましょう。



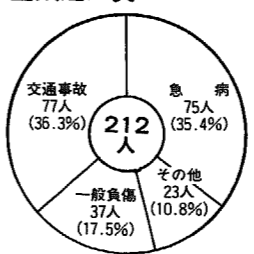
■出動件数



■搬送者の傷病程度



■搬送人員



国民年金からお知らせ

お問い合わせは 役場住民福祉課 ☎82-4111

保険料の確定申告も忘れず

農業、漁業などの自営業やサービス業を営むみなさん、確定申告の季節がやってきました。国民年金の保険料は、確定申告の際、社会保険料控除として、課税所得額から差し引かれることをご存じですか。

控除の対象となるのは、平成四年一月から十二月までの一年間に納めた保険料です。自分の保険料はもちろん、家族の分の保険料をあなたが支払った場合でも対象になります。免除期間の追納保険料や、昨年以前の未納保険料なども控除されます。

二月十六日から三月十五日までに行う確定申告の際には、忘れずに申告しましょう。

月額	年額
定額 1月～3月 9,000円	114,300円
定額 4月～12月 9,700円	
付加保険料 400円	4,800円
定額保険料	
付加保険料	119,100円
定額+付加	

●保険料免除を受けた期間は、ぜひ追納しましょう
国民年金には、生活保護を受けている方や、保険料を納めることが著しく困難であると認められた方などに、保険料納付を免除する制度があります。しかし、免除された期間は老齢基礎年金を計算する際、保険料を納めた場合の三分の一として計算されます。

このため、十年前の分までに限り、さかのぼって保険料を納めて不利な部分について穴埋めすることができます。これを保険料の追納といいます。これから高齢化社会を迎え、老後の生活設計も大切です。過去に保険料を免除されていたが、今は納めることができるようになったという方は、ぜひ追納することをお勧めします。

万が一に備え、交通災害共済

—ご家族そろって加入しましょう—

■年会費 350円

更新期が近づきました

交通事故は、わたしたちの身にいつふりかかってくるかわかりません。万が一の交通事故に備え、平成5年度もご家族そろって「交通災害共済」に加入しましょう。

■加入できる人：岩室村に住所を有する人。
■会費(掛金)：一人年額三百五十円(途中で加入する人も同額です)。

■共済期間：四月一日から来年三月末日まで。
■申込み方法：各区長さんを通して、全世界に申込書をお届けします。申込書には今年一月末現在の世帯員が記載されていますので、お手数でも転出や死亡などをご確認のうえ、加入する人数分の会費をそえて切り離さずに(申込書は、切り取り線つきの二連用紙です)区長さんに提出してください。

また、個人で直接手続きをする場合は、次の金融機関へお申し込みください。
■取扱金融機関：第四銀行巻支店、巻信用組合岩室支店、同和納支店、いわゆる農協本所、和納支所、間瀬支所。

※なお、二月一日以後に本村に転入等されたかたの分は、世帯員が記載されていない白紙の申込書をお届けいたしますので、お手数でも加入する人の名前等を書いて入金するのうえ、区長さん又は取扱の金融機関へお申し込みください。

平成5年度の「転作目標面積、決まる！」

先月27日(木)、各地区の農家組合長や農業関係者ら約70人が出席し、「水田営農活性化対策推進協議会」が開催され、平成5年度から新しく実施される制度における転作等目標面積や限度数量などについて説明が行われました。

平成5年度に岩室村へ配分された転作等目標面積は224.98㌖(その内訳は、一般転作161.06㌖、他用途利用米63.92㌖)で、昨年より16.24㌖軽減されました。なお、今年の転作推進につきましては、水稲作・転作を通ずる望ましい経営体の育成、生産性の高い水田営農の確立を図るとともに、転作目標の達成及び限度数量適正集荷に向けて、農家の皆様のご理解とご協力をお願いします。

品種名	出荷数量(俵)	作付面積(a)
コシヒカリ	43,143.5	58,872
越路早生	3,946	4,242
新潟早生	5,052	6,730
はつこしじ	121	367
トドロキワセ	242	443
ゆきの精	9,279	9,572
アキヒカリ	2,302.5	7,805
五百万石	5,678	5,724
その他うるち	671	1,843
小計	70,435	95,598
こがねもち	1,152.5	2,024
はつかざり	1,146.5	1,645
その他もち	2,232	4,546
小計	4,531	8,215
合計	74,966	103,813

ボートの撤去を！

ボート所有者のみならず、間瀬海岸公有水面間もなく、間瀬海岸公有水面埋め立て造成事業(間瀬漁港環境整備事業)が始まります。工事区域は、松竹屋旅館前から宝輪材木店前までの地先海浜地です。

巻土木事務所による矢板打ち工事などで、この区域が全面工事区域になります。

国道四〇二号(越後七浦シーサイドライン)沿いの砂丘地に置いてあるボート等の所有者のかたは、工事に支障がありますので、お手数でも工事区域外にボートを撤去してください。

なお、工事中は付近の皆さんに大変ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。



新しい貸借の目安に

農地の貸し借りの目安となっている標準小作料(平成元年十月から平成五年一月までは、田10アルル当たり三万九千八百円)が、きよう(二月一日)から左表のように変わります。農地の適正な貸し借りの目安としてお使いください。

詳しくは、岩室村農業委員会事務局(役場農林水産課内 ☎82-4111内線一六一)へ。

適用地域	標準額を定めぬ
田	39,000円
畑	適用時期：平成5年2月1日から

見舞金の対象

金請求期限は、交通事故に遭った日から一年以内です。この期間を過ぎますと、見舞金が支給されなくなりますので、忘れずにご請求ください。

① 歩行中に車にはねられたりした事故

② 自動車、バイク、電車、自転車、荷車などの運行中の事故

③ いわゆる交通事故で受傷、死亡した場合での事故が対象となります。

④ 見舞金の対象とならない事故

⑤ 飛行機・船舶・ロープウェイ等、車輻及び自動車等によらない人身事故。

⑥ 住宅等の庭先・工場内・屋内・作業場など、道路及び鉄道以外の場所で起きた事故。
※なお、見舞金の給付制度ですが、「見舞金の対象となる事故」であっても、災害の発生が、故意・重大なる過失・無免許運転・天災地変などによる場合は、見舞金は支給されません。

詳しい内容につきましては、後日、申込書と一緒にチラシを配布しますのでご覧ください。
なお、交通事故にあった時は、必ず警察に届け出て下さい。
この「交通災害共済」についてのお問い合わせは役場観光商工課(☎82-4111内線一三一、一三二)までどうぞ。